

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）第八条第四十一項、第八条の六の二から第八条の八までの規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいい、新財務諸表等規則第八条の六の二第三項から第五項までに係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 第一項ただし書の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合（投資信託等に

ついで、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、時価の算定に係る会計処理を事業年度末に係る財務諸表から適用する場合に限る。）には、新財務諸表等規則第八条の六の二第五項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、翌事業年度の財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいい、同号に係るものに限る。）について記載することを要しない。

4 第一項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、金融商品の時価の算定方法を変更した場合には、新財務諸表等規則第八条の三、第八条の三の五又は第八条の三の六に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

5 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）の適用を受ける信託財産について作成すべき財務諸表又は投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の適用を受ける投資法人が作成すべき財務諸表については、当分の間、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）第十五条の五の二の規定は、令和四年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和三年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、新連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報をいい、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第三項から第五項までに係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 第一項ただし書の規定により連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合（投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、時価の算定に係る会計処理を連結会計年度末に係る連結財務諸表から適用する場合に限る。）には、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第五項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報をいい、同号に係るものに限る。）

）について記載することを要しない。

4 第一項の規定により連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合であつて、金融商品の時価の算定方法を変更した場合には、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三、新連結財務諸表規則第十四条の六において準用する新財務諸表等規則第八条の三の五又は新連結財務諸表規則第十四条の七において準用する新財務諸表等規則第八条の三の六に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条及び次条第四項において「新中間財務諸表等規則」という。）第五条の三の二の規定は、令和四年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和三年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、新中間財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合（直前の事業年度

に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合を除く。)には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報(新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいい、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第三項から第五項までに係るものに限る。)について記載することを要しない。

3 第一項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合(新財務諸表等規則第八条の六の二第五項第三号に掲げる事項の記載を省略している場合に限る。)には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報(新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいい、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する同号に係るものに限る。)について記載することを要しない。

4 第一項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、金融商品の時価の算定方法を変更した場合には、新中間財務諸表等規則第五条、第五条の二の三又は第五条の二の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

5 投資信託財産の計算に関する規則(平成十二年総理府令第百三十三号)の適用を受ける信託財産につい

て作成すべき中間財務諸表又は投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の適用を受ける投資法人が作成すべき中間財務諸表については、当分の間、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新中間連結財務諸表規則」という。）第十五条の二の規定は、令和四年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、新中間連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により中間連結財務諸表に初めて新中間連結財務諸表規則の規定を適用する場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則の規定を適用している場合を除く。）には、当該中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新中間連結財務諸表規則第四条の二に規定する比較情報をいい、新

中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五条の五の二第三項から第五項までに係るものに限る。) について記載することを要しない。

3 第一項の規定により中間連結財務諸表に初めて新中間連結財務諸表規則の規定を適用する場合であつて、直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則の規定を適用している場合(新連結財務諸表規則第十五条の五の二第五項第三号に掲げる事項の記載を省略している場合に限る。) には、当該中間連結財務諸表に含まれる比較情報(新中間連結財務諸表規則第四条の二に規定する比較情報をいい、新中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する同号に係るものに限る。) について記載することを要しない。

4 第一項の規定により中間連結財務諸表に初めて新中間連結財務諸表規則の規定を適用する場合であつて、金融商品の時価の算定方法を変更した場合には、新中間連結財務諸表規則第十一条の二において準用する新中間財務諸表等規則第五条、新中間連結財務諸表規則第十一条の五において準用する新中間財務諸表等規則第五条の二の三又は新中間連結財務諸表規則第十一条の六において準用する新中間財務諸表等規則第五条の二の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この条及び次条第四項において「新四半期財務諸表等規則」という。)第八条の二の規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間及び四半期会計期間(以下この項において「四半期累計期間等」という。)に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、新四半期財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合(直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合を除く。)には、当該四半期財務諸表に含まれる比較情報(新四半期財務諸表等規則第四条の三に規定する比較情報をいい、新四半期財務諸表等規則第八条の二第六項から第八項までに係るものに限る。)について記載することを要しない。

3 第一項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合(直前の事

業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合を除く。）には、新四半期財務諸表等規則第八条の二第八項に規定する事項について記載することを要しない。

4 第一項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、金融商品の時価の算定方法を変更した場合には、新四半期財務諸表等規則第五条、第五条の三又は第五条の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新四半期連結財務諸表規則」という。）第十五条の二の規定は、令和四年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下この項において「四半期連結累計期間等」という。）に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和三年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表については、新四半期連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則の規定を適用する場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則の規定を適用している場合を除く。）には、当該四半期連結財務諸表に含まれる比較情報（新四半期連結財務諸表規則第五条の三に規定する比較情報をいい、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第六項から第八項までに係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 第一項の規定により四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則の規定を適用する場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則の規定を適用している場合を除く。）には、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第八項に規定する事項について記載することを要しない。

4 第一項の規定により四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則の規定を適用する場合であつて、金融商品の時価の算定方法を変更した場合には、新四半期連結財務諸表規則第十条の二において準用する新四半期財務諸表等規則第五条、新四半期連結財務諸表規則第十条の四において準用する新四半期財務諸表等規則第五条の三又は新四半期連結財務諸表規則第十条の五において準用する新四半期財務諸表等規則第五条の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。